

(公 印 省 略)
令和 8 年 8 月 5 日

南あわじ市議会議長 谷 口 博 文 様

議会運営委員会
委員長 印 部 久 信

議会運営委員会視察研修報告書

下記のとおり視察研修を実施しましたので、その結果を報告します。

記

1. 視察年月日 令和 8 年 7 月 1 日 (水) ～ 7 月 3 日 (金)
2. 視 察 先 (1) 7 月 1 日 (水) 14:00～16:00
愛知県岩倉市
(2) 7 月 2 日 (木) 14:00～16:00
愛知県新城市
(3) 7 月 3 日 (金) 13:30～15:30
滋賀県草津市
3. 視 察 者 委 員 長 印部 久信
副委員長 廣内 孝次
委 員 久米 啓右
阿部 守

事 務 局 局長 加野 泰生
係長 榎本 寛子
4. 視察結果報告 別紙のとおり

視 察 結 果 報 告 書

(1)視 察 日 時	7月1日（水） 14時00分～16時00分
(2)視 察 先	愛知県岩倉市
(3)視察先の概要	人口 47,899人 世帯数 23,600世帯 面積 10.47km² 議員定数 15人 岩倉市は、愛知県の北西部、濃尾平野のほぼ中央に存在する。標高は中心部で約10メートル、標高差は4メートルほど。面積10.47平方キロメートルの小さいまちには北から南へ五条川が流れ、兩岸を彩る1,300本を超える桜並木はまちの顔となっている。市内には名鉄犬山線が通り、岩倉駅から名古屋駅まで特急約11分。都市近郊でありながら五条川に代表される豊かな自然に恵まれ、暮らしやすい“桜のまち”である。
(4)視 察 の 目 的	1. 議会改革の取組について (1) 岩倉市議会サポーター制度について ・サポーター制度設立に至った経緯 ・サポーター制度への登録者数・男女比・年代別傾向等 ・サポーター制度のこれまでの活動内容と効果 ・サポーターからいただいた意見の取り扱いについて ・サポーター制度の現状の課題及び今後の展開・展望 (2) 議会基本条例の検証について ・検証を行う組織、作業の流れ、会議日数 ・検証による具体的な効果 ・検証による今後の課題・見直しについて
(5)視 察 の 内 容	1. 開会 (1) 岩倉市議会 議長あいさつ 須藤 智子 議長 (2) 南あわじ市議会 議会運営委員会 印部 久信 委員長 2. 調査事項（説明・質疑応答） (1) 岩倉市議会サポーター制度について (2) 議会基本条例の検証について

	3. 閉会 (1) 南あわじ市議会議会運営委員会 廣内 孝次 副委員長 (2) 岩倉市議会 副議長あいさつ 片岡 健一郎 副議長
(6) 考察(まとめ)	(1) 岩倉市議会サポーター制度について ・議会サポーターは、毎年無作為抽出により選ばれた約500人の市民に案内を送り、その中から応募のあった市民が登録される仕組みである。 ・毎年おおむね25人前後がサポーターとして活動し、年代についても特定の世代に偏ることなく幅広い層が参加している。この仕組みにより、議会に関心の高い方だけでなく、これまで議会との接点が少ない市民の声も取り入れることが可能である。 ・サポーターから寄せられた意見は、議会だよりやホームページ、議会報告会などの改善につなげられており、市民目線を議会運営に反映させる仕組みとして機能している。 ・サポーター制度については議会運営に関しての要望、提言、意見を徴収する目的で設けられた。 ・定例会の翌月に意見交換会を開催し、議会運営についての意見を聞いている。 ・議会内部からでは気が付かない点などの意見を受け、都度改善している。 ・モニター制度同様であり議会運営に関する意見をねらいとしているようだが、多くはそれ以外の内容が多い。 (2) 議会基本条例の検証について ・条例を制定して終わりではなく、定期的な検証を実施しながら見直しを重ねていることが特徴である。条例の各項目について達成状況や課題を確認し、必要に応じて改善を行うことで、条例の実効性を維持している。 ・全員参加のもとに毎年行われており、取り組み実績報告は事務局が作成している。 ・毎年議会基本条例の検証を行っており、議員認識を深めるのに必

	要なことと認識している。
(7) 委員の意見等	(1) 岩倉市議会サポーター制度について ・ 市民を単なる傍聴者としてではなく、議会活動を共に考えるパートナーとして位置付けている点であり、市民と議会との距離を縮める上で大きな役割を果たしていると感じた。 ・ サポーターの意見は議会運営委員会に限定しているが、この制度で良い意見が出る可能性があるのか疑問を感じた。 ・ 条例改正までいくような課題はないように感じた。 ・ 本市には馴染まないと思った。 ・ サポーター制度は必要なのかと思う。 ・ 特にインパクトのある制度とは言い難い。 (2) 議会基本条例の検証について ・ 議会改革の歩みを拝見すると、一度の大きな改革ではなく、小さな改善を積み重ねながら継続して取り組まれていることが分かり、その姿勢に学ぶべき点が多くあった。 ・ 議会改革を前進させるためには制度を整えるだけではなく、市民との対話を継続しながら、議員一人ひとりが改革意識を持ち続けることが重要であると改めて認識した。 ・ 必要に応じて見直しを行う。 ・ 本市議会として、あまり進んでいない議会改革に持続的なツールとして導入すべし。

視 察 結 果 報 告 書

(1)視 察 日 時	7月2日(木) 14時00分～16時00分
(2)視 察 先	愛知県新城市
(3)視察先の概要	人口 41,177人 世帯数 17,828世帯 面積 499.23km² 議員定数 18人 新城市は、県内2番目の広さで市域の84%を豊かな緑に覆われた森林が占め、東三河一帯の水源地域となっている。近年では新東名高速道路の開通に伴い、車で名古屋市から約40分(新東名高速道路経由、名古屋IC 新城IC間)とアクセスもよい。「三河の嵐山」とも呼ばれる桜淵公園や、コノハズク(仏法僧)の棲む山として全国的に知られ、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園・県立公園の指定区域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在し、標高500mに広がる高原では、トマトをはじめとする高原野菜の栽培が盛ん。また、織田・徳川連合軍と武田軍が火花を散らした長篠・設楽原の戦いをはじめ、戦国期の大舞台ともなったところで、歴史的に重要な意味を持つ戦いの名残は伝統芸能という形で脈々と現在まで受け継がれている。さらに、近年、新城ラリーやツール・ド・新城、自然を活かしたトレイルレースなどスポーツイベントが盛んに行われている。
(4)視 察 の 目 的	1. 若者総合施策について (1) 若者議会の取組について ・若者議会設立に至った経緯 ・若者議会の委員構成・男女比・年代別傾向等 ・若者議会と市議会との関係性について (市議会や議員から若者議会委員へのサポート等) ・市議会と若者議会との意見交換会から生まれる効果 ・若者議会の運営の現状の課題及び今後の展開・展望 ・若者議会の取組が地方議会議員のなり手不足の解消への効果 となっていると思うか (2) 市民参加型の事業評価や選定について

	・市民は積極的に事業評価や選定に参加してくれているのか ・市民参加型を取り入れたことによる具体的な効果 ・これからの課題及び今後の展開
(5)視 察 の 内 容	1. 歓迎の挨拶 (1) 新城市議会 厚生文教委員会 竹下 修平 副委員長 (2) 日吉津村議会 行政視察調査特別委員会 前田 昇 委員長 (3) 南あわじ市議会 議会運営委員会 印部 久信 委員長 2. 調査事項（執行部による説明・質疑応答） 若者総合施策について (1) 若者議会の取組について (2) 市民参加型の事業評価や選定について 3. 閉会 (1) 日吉津村議会 行政視察調査特別委員会 松田 悦郎 副委員長 (2) 南あわじ市議会議会運営委員会 廣内 孝次 副委員長
(6) 考 察 (ま と め)	若者総合施策について (1) 若者議会の取組について (2) 市民参加型の事業評価や選定について ・平成27年に制定された若者条例及び若者議会条例に基づき市長の付属機関として設置された制度であり、若者をまちづくりの主体として位置付け、若者自らが地域課題を調査・研究しながら政策提案を行う全国的にも先進的な取組である。 ・予算提案権が付与されており、若者が考えた政策を市長へ答申し、その後、市議会の議決を経て事業化される仕組みとなっている。 ・若者の意見を単なる提案で終わらず、実際の行政運営へ反映する仕組みとして高く評価されている。 ・若者の政治参加意識の向上や地域への愛着醸成につながっている。 ・若者の視点による柔軟な発想が行政施策に生かされている。 ・25名の定数で高校生が多くメンター市民、職員と市民自治振興課がサポートしている。 ・委員の多くが高校生で構成されている。本来、若者議会は16歳から

	29歳までを対象としているものの、大学生や社会人世代の参加は必ずしも多くなく、結果として高校生の意見が中心となっている現状が見受けられた。 ・市民から広く市政に対する意見を求めることは首長としては必要なことであり、予算要求までを伴った事業提案制度は行政への市民参加を促すものとなる。
(7) 委員の意見等	若者総合施策について (1) 若者議会の取組について (2) 市民参加型の事業評価や選定について ・若者議会の取組は広聴活動には必要だと思った。 ・若者議会の提案について1,000万円までの予算を設定しているのはすごいと思った。 ・若者議員の提案に議会が審議するのは変な感じだと思った。 ・人口減少や若者流出が課題となる地方都市において、若者を「支援される側」ではなく「地域を支える側」として育てていく考え方は非常に重要であり、本市においても大いに参考になる取組であると感じた。 ・若者議会から出される提案が若者世代全体の意見を十分に反映しているのかという点については、今後さらに検証が必要であると感じた。特に就職や子育て、定住、働く環境などは年代によって課題意識が異なるため、より幅広い世代の参加を促す仕組みづくりが重要である。 ・制度開始から10年以上が経過していることから、参加経験者がその後どのように地域活動やまちづくりに関わっているのか、あるいは将来的な地域リーダーの育成につながっているのかについても継続的な検証が必要であると感じた。 ・今回の視察を通じて、若者の意見を政策形成へ反映させる仕組みの重要性を改めて認識するとともに、制度を導入すること自体が目的ではなく、幅広い若者の参画を確保し、その経験を地域づくりへつなげていくことが真の成果につながることを学んだ。 ・若者議会の提案を執行部議案とした場合、議会の質疑が非常に難しい。

	・理事者側の取り組みであり、「議会」と命名するねらいが市民へ興味を抱かせるものではないか。
--	---

視 察 結 果 報 告 書

(1)視 察 日 時	7月3日（金） 13時30分～15時30分
(2)視 察 先	滋賀県草津市
(3)視察先の概要	人口 141,821人 世帯数 66,575世帯 面積 67.82km² 議員定数 24人 日本最大の湖、琵琶湖に面する草津市は、滋賀県の南部に位置し、南北約13.2km、東西約10.9km とやや南北に広がった地域からなりたっている。かつては、東海道五十三次のうち、江戸から数えて五十二番目の、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、市内には、国指定史跡草津宿本陣など、多くの歴史遺産が存在している。 現在も、京阪神大都市圏近郊という恵まれた立地条件に加え、大学や各種産業の集積によって若い活力に満ちたまちとして発展している。
(4)視 察 の 目 的	1. 議会改革の取組について (1) 議会基本条例の検証と課題について ・ 検証を行う組織、作業の流れ、会議日数 ・ 検証による具体的な効果 ・ 検証による今後の課題・見直しについて (2) 委員会代表質問について ・ 委員会代表質問を取り入れた経緯 ・ 委員会代表質問の具体的な特徴や運用に於ける効果 ・ 委員会代表質問の現状の課題及び今後の展開 ・ 委員会代表質問を取り入れたことによる執行部（理事者側）の反応や対応の状況
(5)視 察 の 内 容	1. 開会 (1) 草津市議会 議長あいさつ 遠藤 覚 議長 (2) 南あわじ市議会 議会運営委員会 印部 久信 委員長 2. 調査事項（説明・質疑応答）

	(1) 議会基本条例の検証と課題について (2) 委員会代表質問について 3. 閉会 (1) 南あわじ市議会議会運営委員会 廣内 孝次 副委員長
(6) 考察(まとめ)	1. 議会改革の取組について (1) 議会基本条例の検証と課題について ・事業評価は令和3年に見直しの意見が多く評価を廃止し、議会運営委員会のなかで全般審査のみで対応している。 ・議会報告会は同じ人の参加が多く、同じ意見も多いので開催を中止している。代わりに高校生との意見交換会を始めていて意見を議会提案に結び付けている例も出てきている。 ・検証作業は主に担当委員会が中心となって進められ、条例の各条項について現状との整合性や課題を整理しながら見直しが行われていた。 ・検証作業に携わる委員会の委員は、条例に対する理解や問題意識を深めているものの、その内容が委員外の議員全員にどこまで共有され、議会全体として共通認識が図られているかについては今後の課題である。 ・年間の検証スケジュールが決まっており、検証シートが条文ごとに整理されていて毎年の取り組みがわかりやすい。 (2) 委員会代表質問について ・委員会の活性化を目的に、委員会代表質問制度を創設。調査項目を1つに絞り、2年間にわたり調査し委員会提案につなげている。 ・所管事務調査等で十分に議論した内容について、本会議において委員会を代表する議員が質問を行う制度、「議会から行政への提言を可視化する仕組み」として位置付けられている。 ・個人の考えに基づく一般質問とは異なり、委員会としての総意を行政に示すことができる点が大きな特徴である。 ・導入後は、委員会での議論がより深まり、調査研究が政策提言を意識したものへと発展するなどの効果が見られる。

	・理事者側も委員会全体の意見として重く受け止める傾向があり、議会としての発信力向上にもつながっている。 ・委員会として意見を集約するためには、高い調査能力や議論する力が求められ、制度を十分機能させるためには議員一人ひとりの資質向上が不可欠であることが課題である。 ・所管事務調査が当市と異なり、調査項目を1つに絞り2年の調査期間を費やしていた。また、事業評価項目も31項目の選定数と多くまとまりのない制度だった。その代替えに政策形成とし委員会代表質問を行なっているように思われる。
(7) 委員の意見等	1. 議会改革の取組について (1) 議会基本条例の検証と課題について ・最終的に話し合いの中で事業評価をするが、効果に疑問を感じている。 ・条例を制定して終わりではなく、定期的に検証を行い、その理念や目的が議会活動に反映されているかを確認している点が印象的であった。 ・形骸化しないよう取り組まれている姿勢は大いに参考となった。 ・条例は一部の委員だけのものではなく、全議員がその理念を理解し実践していくことが重要であり、この点は本市議会においても共通する課題であると感じた。 ・議会基本条例の理念を議会全体で共有すること、そして所管事務調査や行政視察の成果を政策提言へ結び付けるための議員の資質向上に努めることが、今後の本市議会に求められる重要な課題であると感じた。 ・議会改革とは制度を導入すること自体が目的ではなく、その制度を活かしながら議会機能を高め続けることであると改めて認識した。 ・逐条での検証を行う際に参考になる。 (2) 委員会代表質問について ・本市では一般質問が活性化しているので特に必要性は感じなかった。 ・本市には必要ないと思った。

	・本市議会の所管事務調査とは制度や位置付けが異なるため、そのまま導入できるものではないが、調査結果を政策提言につなげていく考え方は大いに参考になるものである。 ・誰が質問するのか、何を質問するかを決めるのが難しい。 ・本市の議会運営制度とは異なることから参考にする程度で良い。
--	--